盛岡地方振興局長告示第 137 号

介護保険法施行規則 (平成 11 年厚生省令第 36 号) 第 140 条の 19 第 3 項の規定により、指定介護予防サービス事業者が指定介護 予防サービスの事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成 19 年 11 月 13 日

盛岡地方振興局長 宮 舘 壽 喜

1 介護予防福祉用具貸与

介護保険事業所 番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370100208	アズミメディケアサービス北東北まどか	盛岡市西青山二丁目 32 番 15 号	平成19年9月30日

2 特定介護予防福祉用具販売

介護保険事業所 番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370100208	アズミメディケアサービス北東北まどか	盛岡市西青山二丁目 32 番 15 号	平成19年9月30日